◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２４６号（H26. 5. 2）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝４件（４月２５日～５月１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）個人タクシーの酒気帯び運転事故
（３）高速道路でトラック３台が絡む衝突事故
（４）トラックの酒酔い運転事故

２．ゴールデンウィーク期間中における安全確保の徹底について
３．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
４．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
６．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
７．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

乗車した乗客が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰椎破裂骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は着席しておらず手すりを持っていなかったことから、発車の反動で転倒した模様。

（２）　個人タクシーの酒気帯び運転事故
４月２９日（火）午前８時２５分頃、北海道において、道内に営業所を置く個人タクシーが空車で走行中、乗客を降ろすために停車していた法人タクシーに追突した。
この事故により、法人タクシーの乗客１名が軽傷を負った。
事故処理の際に、当該個人タクシーの運転者から基準を超えるアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された模様。

（３）　高速道路でトラック３台が絡む衝突事故
４月２５日（金）午前２時４５分ごろ、長野県の高速道路で、群馬県に営業所を置く大型トレーラーに、後続の新潟県に営業所を置く大型トラックが追突。
数分後、後続の香川県に営業所を置く大型トラックが追突した。
この事故により追突した２台の大型トラックの運転手が死亡、トレーラの運転手は軽傷を負った模様。
この事故で高速道路は約６時間にわたって通行止めになった模様。

（４）トラックの酒酔い運転事故
４月３０日（水）午前９時１５分頃、埼玉県の国道において、東京都に営業所を置く大型トラックが走行中、前方の乗用車に追突し、当該乗用車はさらに前方のタンクローリーに追突した。
この事故により、当該乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故後、当該大型トラックの運転者からアルコールが検知され酒酔い運転の疑いで逮捕された模様。

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000164.html

◇◇◇

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に
基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸局管内における平成２４年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行ったところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多数発生していることが判明しました。
当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。
このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

◇◇◇

の検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆